

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

本調査は、農山村地域の農業及び林業の生産性の向上や農林産物の輸送利便性に大きく寄与する農道及び林道の整備状況を市町村単位に把握し、土地改良事業、民有林林道事業等の円滑な実施に必要な基礎資料を提供することを目的に、全市町村を対象として、平成13年9月に郵送調査により実施した。

2 調査対象

全国の市町村を対象とした。なお、東京都特別区については各区ごととした。

3 調査日

平成13年8月1日現在とした。

4 統計表

- (1) 要旨及び統計表の数値については単位未満を四捨五入してあるため、計とその内訳の合計が一致しない場合がある。
- (2) 統計表に用いた符号「－」は事実のないものである。

4 区 分

(1) 農業地域類型区分

統計表に用いた農業地域類型区分は、調査対象となった市町村の性格を分類するため次の基準指標により、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に類型区分したものである。

農業地域類型	基 準 指 標
都市的地域	○可住地に占めるD I D面積が5%以上で人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の市町村。 ○可住地に占める宅地率等が60%以上で、人口密度500人以上の市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村。
中間農業地域	○耕地率が20%未満で「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村。 ○耕地率が20%以上で「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市町村。
山間農業地域	○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村。

注：1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域

2 D I D（人口集中地区）とは、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

4 本調査に用いた農業地域類型区分は、平成13年11月時点のものである。

(2) 地域区分

全国農業地域・地方農政局区分は、下表のとおりである。

全国農業地域名・ 地方農政局管区	所属都道府県名	全国農業地域名・ 地方農政局管区	所属都道府県名
北海道 東北 北陸 関東・東山 東海 近畿 中国	北海道 青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島 新潟、富山、石川、福井 茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、 山梨、長野 岐阜、静岡、愛知、三重 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山 鳥取、島根、岡山、広島、 山口	四国 九州 沖縄 関東農政局 東海農政局 中国四国農政局	徳島、香川、愛媛、高知 福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島 沖縄 茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、 山梨、長野、静岡 岐阜、愛知、三重 鳥取、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、愛媛、 高知

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管区の所属府県は、

全国農業地域の所属府県と同じである。

5 調査用語の定義

農道

8月1日現在で、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業で造成され、農道として管理されている幅員1.8m以上の道路、緑資源公団法（昭和31年法律第85号）に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員1.8m以上の道路とし、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路、林道、漁港関連道路を除く。

一定要件農道

市町村が管理している幅員4m以上の農道のうち、農道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路又は農道台帳に記載されている全区間において4m以上である農道に接続し、かつ、農道台帳作成済みの道路をいう。

林道

8月1日現在で、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく国庫補助により造成し、民有林林道として管理されている幅員1.8m以上の道路（自動車道のみ）及び緑資源公団法に基づく大規模林業圏開発林道事業又はふるさと林道緊急整備事業等により造成された幅員1.8m以上の道路（自動車道のみ）とし、道路法に基づく道路、農道、漁港関連道路を除く。

一定要件林道

市町村が管理している幅員4m以上の林道のうち、林道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路に接続（一定要件林道又は一定要件農道等を介して接続する場合を含む。）し、かつ、林道台帳作成済みの道路をいう。

舗装

農道及び林道延長距離のうち、アスファルト及びコンクリートによる本舗装又は簡易舗装の延長距離を対象とし、砂利道は除く。

トンネル部

農道及び林道に係るトンネル部をいう。

橋梁部

農道及び林道に係る橋梁部で、農道については橋長15m以上のもの、林道については橋長4m以上のものをいう。

管理主体

農道及び林道を実質的に維持・管理しているものをいう。
また、「土地改良区等」には、農協、農業集落等を含み、「森林組合等」には、生産森林組合、森林組合連合会等を含む。

この調査の市町村別結果については下記の連絡先へ照会して下さい。



連絡先：農林水産省大臣官房統計情報部構造統計課
地域・環境情報室 環境班

電 話：03-3502-8111内線(2687)

直 通：03-3502-9427

この速報は、農林水産省ホームページの「統計情報」でも御覧
になれます。【<http://www.maff.go.jp/>】